



お知らせ版



○税務課より 家屋を取り壊したら

固定資産税は毎年1月1日現在、土地・家屋・償却資産を所有している方に課税されます。町では、家屋の新增築・取り壊しの調査に努めていますが、特に取り壊しの場合、把握できないことがありますので、家屋を取り壊した方又は、取り壊す予定のある方は、税務課までご連絡くださいますようお願ひします。

▼問い合わせ先＝ 税務課 資産税係 (56) 9123

○住民生活課より 公的個人認証サービスの停止について

公的個人認証サービスの更新のため、7月26日(金)～7月30日(火)は、ポータルサイトが利用できなくなります。また、7月29日(月)及び30日(火)については、電子証明の申請も受付ができなくなります。

利用者様にはご迷惑をおかけしますが、ご理解とご協力のほどお願い申し上げます。

▼問い合わせ先＝ 住民生活課 総合窓口係 (56) 9125

○健康課より 元気いっぱい!! 赤ちゃんボランティア募集

町では、町内の中学生・高校生を対象に、サマースクール保健学習を実施します。中高生が命の大切さを知る貴重なふれあい体験に、ご協力いただける赤ちゃんとお母さんを募集しています。

▼日時＝7月29日(月)午後1時15分～2時(受付…午後1時)

▼場所＝上三川いきいきプラザ 保健センター

▼募集人数＝生後3か月～10か月くらいの赤ちゃんと保護者20組

▼申し込み締切＝7月10日(水)

▼問い合わせ先＝
健康課 母子健康係
(56) 9132

○健康課より 風しんの予防接種について

○接種費用の助成 風しんの予防接種について

麻しん風しん混合ワクチン(MR)
5,000円

▼実施機関＝小山市・下野市・野木町・上三川町の医療機関(一部を除く)

※対象の方ですでに4・5月に接種された方も助成を受けられます。詳細は健康課にお問い合わせください。

○接種費用の助成 (MR)予防接種を受けましょう

▼助成対象者＝19歳以上の町民で、風しん抗体検査により検査値が低値であると判断している方のうち、次のいずれかに該当する方

・妊娠を希望している49歳以下の女性とその夫

・妊娠している女性の夫

・妊娠を希望している49歳以下の女性とその夫

・妊娠している女性の夫

▼対象者＝(1期)1歳児(2期)年長児

▼申し込み先＝
健康課 母子健康係
(56) 9132

風しん単独ワクチン
3,000円

お知らせ版

児童手当に関するお知らせ

○福祉課より

現況届の提出はお済みですか?
児童手当を引き続き受給するためには、町から送付された「現況届」の提出が必要です。

この届の提出がないと6月分以降の手当が受けられなくなりますので、提出されていない方は、至急提出してください。

なお、現況届がお手元にない方は、用紙をご準備しますので児童福祉係までご連絡ください。

▼問い合わせ先

福祉課 ⑮9130

「動く知更相」の開催

療育手帳の再判定及び相談を巡回して行う「動く知更相」が開催されます。

▼日時 || 8月26日(月)午前10時

▼場所 || 小山市保健福祉センター

▼内容 || ①療育手帳の再判定等、②その他生活相談等

※新規の療育手帳の判定はできません。

申込期限 || 7月26日(金) ▼申し込み・問い合わせ先 福祉課 福祉人権係

電話 ⑮9128

特定疾患受給者証 更新事務手続について

申込期限 || 7月26日(金)

▼問い合わせ先

福祉課 福祉人権係

電話 ⑮9128

特定疾患患者福祉手当

申込期限 || 7月26日(金)

▼問い合わせ先

福祉課 福祉人権係

電話 ⑮9128

保険課より

▼設置する法人を募集します。
整備する施設 || 認知症高齢者グループホーム(ユニット型・定員18名)
業所登録定員25名)
小規模多機能型居宅介護事業所

新規で手当を受けするためには、一般特定疾患医療受給者証又は小児慢性特定疾患医療受給者証の交付を受けているすべての方について、認定申請が必要です。

▼申請場所 || 役場1階福祉課窓口

▼必要なもの || 現在有効な一般特定疾患医療受給者証又は小児慢性特定疾患医療受給券の写し、振込先の口座番号のわかるもの、印かん

▼支給額 || 月額3,000円及び4月

▼支給月 || 1年に2回(10月及び4月)

▼申請に必要なもの || 平成25年1月1日現在、上三川町に住所が無かつた方は、平成24年中の所得等を証明する書類(公的年金収入額・合計所得金額・市町村民税課税額が確認できる書類)が必要です。

▼申請・問い合わせ先

保険課 ⑮9102

介護保険施設入所(短期入所) 食費・居住費(滞在費) 減額申請

保険課より

▼設置する法人を募集します。
整備する施設 || 認知症高齢者グループホーム(ユニット型・定員18名)
業所登録定員25名)
小規模多機能型居宅介護事業所

新規で手当を受けるためには、一般特定疾患医療受給者証又は小児慢性特定疾患医療受給者証の交付を受けているすべての方について、認定申請が必要です。

▼申請場所 || 役場1階福祉課窓口

▼必要なもの || 現在有効な一般特定疾患医療受給券の写し、振込先の口座番号のわかるもの、印かん

▼支給額 || 月額3,000円及び4月

▼支給月 || 1年に2回(10月及び4月)

▼申請に必要なもの || 平成25年1月1日現在、上三川町に住所が無かつた方は、平成24年中の所得等を証明する書類(公的年金収入額・合計所得金額・市町村民税課税額が確認できる書類)が必要です。

▼申請・問い合わせ先

保険課 ⑮9102

介護保険施設入所(短期入所) 食費・居住費(滞在費) 減額申請

▼設置する法人を募集します。
整備する施設 || 認知症高齢者グループホーム(ユニット型・定員18名)
業所登録定員25名)
小規模多機能型居宅介護事業所

新規で手当を受けるためには、一般特定疾患医療受給者証又は小児慢性特定疾患医療受給者証の交付を受けているすべての方について、認定申請が必要です。

▼申請場所 || 役場1階福祉課窓口

▼必要なもの || 現在有効な一般特定疾患医療受給券の写し、振込先の口座番号のわかるもの、印かん

▼支給額 || 月額3,000円及び4月

▼支給月 || 1年に2回(10月及び4月)

▼申請に必要なもの || 平成25年1月1日現在、上三川町に住所が無かつた方は、平成24年中の所得等を証明する書類(公的年金収入額・合計所得金額・市町村民税課税額が確認できる書類)が必要です。

▼申請・問い合わせ先

保険課 ⑮9102

介護保険施設入所(短期入所) 食費・居住費(滞在費) 減額申請

上三川町老人保健福祉施設 整備法人の募集について

金婚式該当者の調査

町では毎年、敬老会において結婚5周年のご夫婦に記念品を贈り、お祝いをしています。今年度該当する方は、8月30日(金)までに保険課高齢者年金係まで届出書を提出してください。

届出書は、保険課窓口にありますので印かんを持参の上、お越しください。

▼該当者＝平成25年中に結婚5周年になる夫婦(昭和38年1月1日～12月31日の間に婚姻の届けを出した方)

▼申請・問い合わせ先＝
保険課 高齢者年金係
☎ 56 9129

国民健康保険の高齢受給者証が新しくなります

新しい高齢受給者証は、7月末に郵送しますので、古い受給者証は不正に使用されないとす。

届出書は、保険課窓口にありますので印かんを持参の上、お越しください。

（現役並み所得のある人で、3割負担の人は除きます）

▼問い合わせ先＝
保険課 国保係
☎ 56 9134

国民健康保険の限度額適用・標準負担額減額認定証について

届出書は、保険課窓口にありますので印かんを持参の上、お越しください。

（現役並み所得のある人で、3割負担の人は除きます）

▼問い合わせ先＝
保険課 国保係
☎ 56 9134

町営住宅入居者募集

▼募集住宅＝

下町第一町営住宅 2DK 1戸

▼受付期間＝7月1日(月)～

6月(火)(土日及び祝日を除く)。

▼要件＝国民健康保険税の滞納がないこと。

▼申請に必要なもの＝被保険者証、印かん

▼家賃月額＝

下町第一 10,800円
21,300円

下町第二 18,400円
36,200円

※入居者の年収等により決まります。

○都市建設課より

▼問い合わせ先＝
保険課 国保係
☎ 56 9134

路肩の除草について

日ごろから道路の草刈り等にご協力いただきましてありがとうございます。

除草剤を散布した道路の路肩は崩れやすくなるため、路肩の除草をされる場合は、除草剤の散布は控えて、草刈りによりお願いします。

※入居には、家賃の3か月分の敷金が必要です。

▼問い合わせ先＝
都市建設課 管理係
☎ 56 9146

○上下水道課より

下水道及び農業集落排水処理施設利用上の注意

下水道及び農業集落排水処理施設に流せないもの

▼問い合わせ先＝
都市建設課 管理係
☎ 56 9146

下水道及び農業集落排水処理施設は、し尿及び生活雑排水のみを対象としたものです。ごみや野菜くず、油類、農薬、揮発性の物質等は絶対に流さないでください。

※右記のものを流したことにより排水管が詰まってしま

う事故が発生し、多額の費用

がかかるています。

排水管を詰まらせた場合、宅内の排水設備の修繕費用に

ついてはお客様負担となりま

す。また、本管であっても、客

様の過失と判断された場合、復

旧に要した費用をお客様に負

担していただく場合もあります。

飲食店等でグリーストラップを設置している方へのお願い

グリーストラップは、排水に含まれる油脂分やごみなどを取り除くために設置されています。定期的に清掃しないとグリーストラップの機能が低下し、排水設備の詰まりや悪臭などが発生しやすくなります。

リーストラップの機能が低下し、排水設備の詰まりや悪臭などが発生しやすくなります。

バスケットの清掃は毎日1回行いましょう。

・少なくとも週に1～2回浮いた油をすくい取りましょう。

・バスケットの清掃は毎日1回行いましょう。

・少なくとも年に4～6回沈殿した汚泥を取り除きま

しょう。

▼問い合わせ先＝
上下水道課 業務係
☎ 56 9168

お知らせ版

○生涯学習課より

男女共同参画推進 講演会を開催します。

男性と女性が、それぞれの個性と能力を発揮できる「男女共同参画社会」の実現のために、この機会に考えてみませんか？

結婚・出産を契機に退社、子離れ後にパートに出るといった考え方を改めて、自らの人生の経営戦略を立ててみませんか。

講師は、働く女性（企業経営者）とともに生活してきた経験をもとに、女性が豊かな人生を過ごすためには何が必要で、何をしたらよいかをアドバイスします。

▼講師＝東洋大学経営学部

教授 幸田 浩文 先生

▼演題＝「女性のための経営学－豊かな人生を過ごすためには－」

▼日時＝7月22日（月）午後2時～3時30分

▼場所＝上三川いきいきプラザ 大会議室

▼問い合わせ先＝

生涯学習課 生涯学習係

☎ 569159

○その他の機関より

シルバー人材センターの 会員を募集します。

シルバー人材センターでは、

随時会員を募集しています。
町内在住の60歳以上で元気で働く意欲のある人、豊かな知識と経験を社会に貢献してみてはいかがでしょうか。

入会を希望される方は、説明会がありますので、事前にご連絡ください。

▼問い合わせ先＝
公益社団法人上三川町シルバー人材センターハンマー

FAX ☎ 568728



認定農業者・営農集団の 合同研修会開催について

地下水を採取している みなさまへ

今年度の研修は東日本大震

災で津波被害にあり、経営面積68ヘクタールの3分の2が浸水し、ほとんどの農機具が使えなくなつた宮城県仙台市の再起

にあたつての状況を視察する

内容となっています。

詳細については、農業公社ま

でお問い合わせください。

▼研修先＝宮城県仙台市

▼研修内容＝震災後の営農再開に必要な共同利用施設の整備や、農業機械の導入等について

▼日程＝平成25年7月25日（木）

5月26日（金）

▼定員＝40名 ※希望する方

は、早めの申し込みをお願い

します。

▼問い合わせ先＝
公益財団法人
上三川町農業公社

☎ 564312

▼問い合わせ先＝
栃木県環境保全課

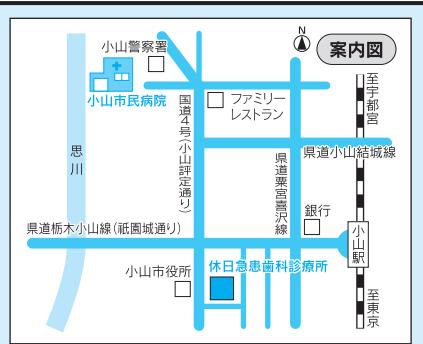
☎ 028(623)3189

小山地区夜間休日急患センター

- 受付は、原則終了時間の30分前までにお済ませください。
- 健康保険証や受給者証を忘れずにお持ちください。
- 事前に電話をしてから受診してください。
- 診療開始直後は混み合うことがあるため、待ち時間が長くなりりますのでご了承ください。

場所＝小山市若木町1-1-5(小山市民病院内1階北西部) ☎ 0285-23-6832

	診療科目	受付時間
平日夜間	内科・小児科	午後7時～午後10時
休日夜間	内科・小児科・外科	午後6時～午後9時
休日昼間	内科・小児科・外科	午前10時～正午・午後1時～午後5時



お知らせ版

平成25年度統計グラフ 栃木県コンクールの作品募集

県内の小学生、中学生、高校生、大学生及び一般の方を対象に統計グラフの作品を募集します。

▼課題＝自由。ただし、小学校4年生以下の応募については、児童が自ら観察または調査した結果をグラフにしたものとする。

▼用紙の大きさ＝B2判(仕上げ寸法72・8cm×51・5cm)たて・よじどちらでも可。

(貼り合わせでもB2判であれば可)

▼紙質・色彩＝自由。ただし裏面の板張り(パネル仕上げ)、表面のセロハンカバーは不可。

▼応募点数＝1人で何点でも応募可。ただし、2枚以上にわたる「シリーズ作品」は不可。

▼合作者の人数＝1つの作品について5人以内。

▼送り先＝栃木県統計課

〒320-8501
宇都宮市塙田1-1-20
（水）栃木県統計課必着

※入賞作品の発表は9月下旬に行い、平成25年11月21日開催の「栃木県統計大会」において表彰します。なお、優秀作品は全国コンクールに出品します。

▼主催＝栃木県、栃木県教育委員会、栃木県統計協会

▼問い合わせ＝
栃木県統計課
☎ 028(623)2242

※詳しくは栃木県統計課のホームページをご覧ください。
<http://www.pref.tochigi.lg.jp/c04/pref/toukei/toukei/top.html>

旬に行い、平成25年11月21日開催の「栃木県統計大会」において表彰します。なお、優秀作品は全国コンクールに出品します。

▼募集期間＝7月1日(月)～31日(水)午後5時まで

※郵送の場合は、7月31日(水)の消印有効

▼受付場所＝石橋地区消防組合消防本部総務課(下野市下石橋246番地1)
※申込用紙は、石橋地区消防組合消防本部総務課石橋消防署・壬生分署・上三川分署・安塚分遣所において配布します。また、当消防組合ホームページからダウンロードできます。

士の免許を取得している方
※いずれも日本国籍を有し、地方公務員法第16条(欠格事項)に該当しない方
事項に該当しない方
31日(水)午後5時まで

▼問い合わせ先＝
宇都宮県税事務所
(不動産取得税担当)
☎ 028(626)3014-3015

10月2日(水)～9日(水)

10月8日(火)～24日(木)

矢板市会場：矢板市文化会館(佐野市浅沼町508-15)
佐野市会場：佐野市文化会館(佐野市明町7-66)
10月15日(火)～20日(日)～28日(月)

広報かみのかわ 25.7.1

平成24年中に家屋を新築等により取得された方へ

今月は、平成24年中に家屋を新築、増築などにより取得した方に対し、不動産取得税が課税されます。

納税通知書が送付された方は、納期限(平成25年7月31日)までに、金融機関などで納税してください。

ご不明な点につきましては、宇都宮県税事務所(不動産取得税担当)にお問い合わせください。

▼更新講習会案内＝申込書類は、公益財団法人とちぎ建設技術センターから本人에게6月下旬に送付します。

▼申込受付期間＝7月1日(月)～7月31日(水)※当日消印有効

宇都宮市会場：宇都宮市文化会館(宇都宮市明町7-66)
佐野市会場：佐野市文化会館(佐野市浅沼町508-15)
10月8日(火)～24日(木)

宇都宮市会場：宇都宮市文化会館(宇都宮市明町7-66)
佐野市会場：佐野市文化会館(佐野市浅沼町508-15)
10月15日(火)～20日(日)～28日(月)

平成25年度石橋地区消防組合消防職員募集

▼問い合わせ先＝
石橋地区消防組合
消防本部 総務課
☎ 050-5309

<http://www.119-ifd.or.jp/>

下水道排水設備工事責任技術者更新講習会のお知らせ

▼更新講習会対象者＝現在この資格を有し、有効期限が平成26年3月31日までの方。
▼問い合わせ先＝
建設技術センター 研修課
公益財團法人とちぎ
建設技術センター 研修課
☎ 028(626)3187

下水道排水設備工事責任技術者の更新講習会を実施しますのでお知らせします。

▼日時・場所＝

時間は、いずれも午後2時～4時です。



宇都宮市会場：宇都宮市文化会館(宇都宮市明町7-66)
佐野市会場：佐野市文化会館(佐野市浅沼町508-15)
10月8日(火)～24日(木)

広報かみのかわ 25.7.1

28

お知らせ版

今月の納期

固定資産税	第2期
国民健康保険税	第1期
介護保険料	第1期
後期高齢者医療保険料	第1期 (7月31日)
連絡先=税務課 納税係	☎ 56 9121

今月の休日納税相談

期日=7月28日(日)
時間=午前8時30分~11時00分
場所=1階 税務課窓口
連絡先=税務課 納税係 ☎ 56 9121

法律相談

日時=7月21日(日)
午後1時~午後4時(1人20分)
場所=上三川いきいきプラザ共用相談室
相談員=栃木県弁護士会弁護士
申込期間(予約制)=7月1日(月)~19日(金)
費用=無料
連絡先=福祉課 福祉人権係 ☎ 56 9128 FAX 56 6868

犯罪被害相談

日時=平日午前10時~午後4時
費用=無料
連絡先=被害者支援センターとちぎ ☎ 028-643-3940

火災情報

火災情報は… ☎ 53 7311へ

犬・猫に関する相談は
県動物愛護指導センターへ
(☎ 028-684-5458)

交通事故巡回相談

日時=7月10日(水) 費用=無料
場所=真岡市総合福祉保健センター
連絡先=栃木県交通事故相談所 ☎ 028-623-2188

上三川町交通事故発生状況

	件数	負傷者数	死者数
4月	15件	19人	0人
5月	13件	17人	0人

栃木県人権施策推進審議会の委員募集

では、人権尊重の社会づくりに関する重要な事項について調査審議しています。

▼募集人数=2名以内

▼応募できる方=

①栃木県内に在住の方で、平成25年7月1日現在、満年齢20歳以上の方

②年2回程度開催される当審議会に出席し、積極的な発言をしていただける方

※初回の審議会は平成25年10月頃を予定しています。

※委員の任期は、平成25年10月1日から平成27年9月30日

日の2年間です。
(審議会に出席された場合は、規定の報酬及び旅費をお支払いいたします。)

③公務員の方、当審議会の公募による委員として就任していただけ、栃木県の他の審議会・協議会等の委員の方は除きます。

④委員在任中に、上記③の事項のいずれかに該当した場合は、委嘱を取り消す場合もあります。

※公務員とは、国家公務員、本県のすべての公務員、他の地方公共団体の常勤の職員又は議員

・作文「私が考える人権が尊重された社会について」

800字程度(様式は自由)

※応募書類の返却はいたしません。

●応募方法= 次の2つの書類を提出(郵送・E-mail)のいずれか)していただきます。

E-mailのいすれか)していただきます。

▼応募期間= 7月1日(月)~7月26日(金)

まで(当日必着)とします。

▼選考方法= 当課に設置する選考委員会において、提出された応募書類及び面接をもとに選考します。

●選考方法= ①住所(電話番号)、②氏名(ふりがな)、③生年月日、④年齢、⑤性別、⑥職業、⑦勤務先(所在地、電話番号)、⑧略歴(国、県、市町村等の審議会の委員となっていた場合は、その略歴も記入してください)、⑨自治会活動やボランティア活動等の経験、⑩応募の動機

面接は8月28日(水)を予定していますが、応募書類により面接を受けていただく方を予め選考いたしますのでご了承ください。(面接でご来庁される際の費用は本人負担とさせていただきます。)

●問い合わせ先(応募先)= 〒320-18501 宇都宮市塙田1-1-1-20 栃木県民生活部 人権施策推進課

TEL 028(623)3027 FAX 028(623)3028 E-mail: jinken@pref.tochigi.lg.jp

●問い合わせ先(応募先)= 日の一週間前に、最終選考結果については9月中旬頃、ご本人あて通知いたします。

なお、選考された方につきましては、氏名等を公表させていただきますのでご了承ください。

●問い合わせ先(応募先)= なたは、氏名等を公表させていただきますのでご了承ください。

●問い合わせ先(応募先)= なたは、氏名等を公表させていただきますのでご了承ください。

●問い合わせ先(応募先)= なたは、氏名等を公表させていただきますのでご了承ください。